『ハイレベル演習　民法　問題編』(KU19145)

訂正表

2019年12月18日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容		掲載日
P.299	［№.２９０］問題文上から２行目	誤	(法 2007)	2019/12/25
		正	(法 2007 改題)	
P.299	［№.２９０］記述ウ	誤	特別養子となる者は，特別養子縁組に係る審判請求の時に６歳に達していないことが必要であるが，その者が８歳未満であり，かつ，６歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されているときにも特別養子となることができる。	2019/12/25
		正	特別養子となる者は，特別養子縁組に係る審判請求の時に 15 歳に達していないことが必要であるが，その者が 18 歳未満であり，かつ，15 歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合において，15 歳に達するまでに当該請求がされなかったことについてやむを得ない事由があるときにも，本人が同意すれば特別養子となることができる。	

※「掲載日」は，上掲訂正情報がＬＥＣホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/)に掲載された日付です。